

イメージ・メディア・クオリティとその応用 (Image Media Quality and its Applications)  
国際ワークショップにおける謝礼金に関する規程

電子情報通信学会基礎・境界ソサエティ  
イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会  
2023年10月20日制定

イメージ・メディア・クオリティとその応用 (Image Media Quality and its Applications、以下 IMQA という。) 国際ワークショップにおける謝礼金に関する事項は、本規程によるものとする。

- (1) IMQA 国際ワークショップにおける依頼等による講演者に、別表 1 にもとづき、謝礼金を支出することができる。
- (2) 特別な事情により、前項によることが難しい場合には、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会委員長の承認により、取り扱うことができる。
- (3) 前項の取り扱いによるものは、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会の承認を得るものとする。

附則

本規程に関わる運営は、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会の提案で設置されている IMQA 国際ワークショップが実施する。

本規程の改正は、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会の Web 等で公開する。

別表 1

講演時間 1 時間程度：20,000 円を上限（源泉所得税分を除く）
上記が適用できない場合であって、イメージ・メディア・クオリティ研究専門委員会の承認を得たものについては、金額は個々に決定する。